

訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

<2025年3月10日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人新生十全会
代表者名	理事長 赤木 博
所在地・連絡先	(住 所) 京都市右京区常盤古御所町2番地 (電 話) (075) 881-2830 (F A X) (075) 864-2013

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人新生十全会 訪問看護ステーション ならび
所在地・連絡先	(住 所) 京都市右京区常盤古御所町2番地 (電 話) (075) 881-3176 (F A X) (075) 384-3141
事業所番号	2660790391
管理者の氏名	尾西 由美子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1	0	1	0	0	従業者及び業務の管理
看護職員(看護師)	6	5	1	0	0	訪問看護サービスの 総合的な提供
看護職員(准看護師)	0	0	0	0	0	
理学療法士	0	0	0	0	0	リハビリテーション
事務職員等	0	0	0	0	0	

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市右京区(京北除く)、中京区、北区
------------	---------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日～土曜日（祝日除く） （ただし、12月31日から1月3日までを除く。）
営業時間	9：00～17：00
休業日	日曜日、祝日、12月31日～1月3日

※上記営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（緊急時訪問看護加算対応）

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等	
1 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。	
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ① 病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備） ② 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など） ③ 医師の指示による医療措置（褥瘡などの処置、留置カテーテルなどのチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談） ④ リハビリテーション（関節の運動、筋力低下予防の運動、日常生活での食事・排泄・移動・歩行などの訓練） ⑤ 認知症の看護（認知症の看護相談、悪化防止、事故防止の助言） ⑥ 精神的支援をはじめ総合的な看護	
3 その他	相 談	家族や介護者の心配・悩み事の相談、他のサービス制度の紹介、介護用品の利用相談、住宅改善の相談

■ 訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の本人負担分の支払を受けるものとする。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払ください。

利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

★訪問看護・介護予防訪問看護費（京都市 5 等級 1 単位：10.70 円）

【料 金 表】

○介護

サービス提供時間		サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
看護師による場合	20分未満	3,359	336	672	1,008
	20分以上30分未満	5,039	504	1,008	1,512
	30分以上1時間未満	8,806	881	1,762	2,642
	1時間以上1時間30分未満	12,069	1,207	2,414	3,621
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 の場合	1回(20分以上) (6回/週まで)	3,145	315	629	944

○予防

サービス提供時間		サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
看護師による場合	20分未満	3,242	325	649	973
	20分以上30分未満	4,825	483	965	1,448
	30分以上1時間未満	8,495	850	1,699	2,549
	1時間以上1時間30分未満	11,663	1,167	2,333	3,499
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士の場合	1回(20分以上) (6回/週まで)	3,038	304	608	912

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合

介護度	サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
要介護1～4	31,682	3,169	6,337	9,505
要介護5	40,242	4,025	8,049	12,073

□ 夜間早朝 (18～22時、6～8時)

○介護

サービス提供時間		サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
看護師による場合	20分未満	4,205	421	841	1,262
	20分以上30分未満	6,302	631	1,261	1,891
	30分以上1時間未満	11,010	1,101	2,202	3,303
	1時間以上1時間30分未満	15,087	1,509	3,018	4,527

○予防

サービス提供時間		サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
看護師による場合	20分未満	4,055	406	811	1,217
	20分以上30分未満	6,034	604	1,207	1,811
	30分以上1時間未満	10,625	1,063	2,125	3,188
	1時間以上1時間30分未満	14,584	1,459	2,917	4,376

□ 深夜 (22～6時)

○介護

サービス提供時間		サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
看護師による場合	20分未満	5,039	504	1,008	1,512
	20分以上30分未満	7,564	757	1,513	2,270
	30分以上1時間未満	13,214	1,322	2,643	3,965
	1時間以上1時間30分未満	18,104	1,811	3,621	5,432

○予防

サービス提供時間		サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
看護師による場合	20分未満	4,868	487	974	1,461
	20分以上30分未満	7,243	725	1,449	2,173
	30分以上1時間未満	12,743	1,275	2,549	3,823
	1時間以上1時間30分未満	17,494	1,750	3,499	5,249

■ 訪問看護・介護予防訪問看護加算項目

サービス内容	サービス利用 料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	6,420	642	1,284	1,926	
特別管理加算(Ⅰ)	5,350	535	1,070	1,605	
特別管理加算(Ⅱ)	2,675	268	535	803	
訪問看護初回加算(Ⅰ)	3,745	375	749	1,124	
訪問看護初回加算(Ⅱ)	3,210	321	642	963	
長時間訪問看護加算	3,210	321	642	963	
口腔連携強化加算	535	54	107	161	
ターミナルケア加算	26,750	2,675	5,350	8,025	
複数名訪問看護加算 2名の看護師等が同 時に訪問	30分未満	2,717	272	544	816
	30分以上	4,301	431	861	1,291

■ その他の費用

項目	基本料金
死後の処置	16,500円(税込)

※サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

■加算の種類と内容

加算の種類	内容
初回加算 (初回)	過去2ヶ月間において訪問看護を受けていない場合であって、新たに訪問看護契約書を作成した場合査定
夜間・早朝加算 (1回につき)	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合
深夜加算 (1回につき)	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合
複数名訪問看護加算 (1回につき)	1人の看護師では困難であり、同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合の2人目に査定
長時間訪問看護加算 (1回につき)	厚生労働大臣が定める状態に該当する利用者に対して、1回の訪問時間が90分を超える場合に査定
緊急時訪問看護加算 (1月につき)	利用者又はその家族が緊急時の訪問看護を希望し、加算について同意した場合査定

特別管理加算Ⅰ (1月につき)	利用者が厚生労働大臣の定める状態に該当する場合
特別管理加算Ⅱ (1月につき)	利用者が厚生労働大臣の定める状態に該当する場合
ターミナルケア加算 (死亡月)	死亡日、及び死亡日前14日以内に2日以上訪問看護を実施した場合

■厚生労働大臣が定める状態

特別管理加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 在宅悪性腫瘍患者指導管理者若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 気切カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 在宅腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続要圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態 <input type="checkbox"/> 真皮を超える褥瘡の状態 <input type="checkbox"/> 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

■ 交通費

原則無料です。(サービス提供地域外については相談とします)

■ キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日の17時までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日の17時までに連絡がなかった場合	事業を提供した場合の利用者負担分

■ 利用料等のお支払方法

毎月、10日頃に前月分の請求をいたしますので、20日までに自動振替の方式でお支払いください。ただし、口座自動振替の手続き完了まではコンビニ払いの振込用紙をお渡ししますので、お手数ですがご入金をお願いいたします。

(訪問看護では原則自動振替方式でのお支払いとしておりますが、現金徴収をご希望の方はご相談ください。)

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

医療法人新生十全会が開設する指定訪問看護事業所「医療法人十全会 訪問看護ステーションならび」が行う指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問看護員等が、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)にある要介護者(要支援者)に対し、適正な訪問看護(介護予防訪問看護)サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営方針

1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問看護事業所の従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
 - 3 指定介護予防訪問看護事業所の従業者は、利用者が要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 前4項のほか、介護保険法、その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- (3) その他
従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を年6回行っています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 尾西 由美子 受付時間 9:00～17:00 連絡先 電話 075-881-3176 FAX 075-384-3141 面談（当事業所面談室）
京都市右京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号：075-861-1416
北区役所保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号：075-432-1364
中京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号：075-812-2566
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-354-9090

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

1. 窓口の体制	<ul style="list-style-type: none">・ 管理者・看護師・ 窓口への来訪・ 電話、ファックス、郵送など
2. 対応方法	<ul style="list-style-type: none">・ サービスの意見・質疑・相談等は、内容をよく聞き、利用者の満足に対応する。・ サービスを提供する従業員個人の資質に係わるものについては、事業所管理者が当該従業員を指導する。・ 意見・相談等の内容がその場で解決できる事については、他の職員が親切丁寧な対応を行う。・ 意見・相談の内容が管理者等でなければ対応できないものである時は、受け付けた職員から管理者等に連絡し必要に応じた対応を行い、利用者の満足に対応する。
3. 対応手順	<ol style="list-style-type: none">(1) 苦情処理録（意見・相談・質疑等の記録）を置き、受付順に記載する。(2) 意見等についての事実確認を行う。(3) 意見等の対応方法を記載し、管理者に決裁を受ける。(4) 処遇、処理については、関係者と調整連絡を行う。(5) 意見対応の改善について、利用者に確認を行う。(6) 意見対応は、できるだけ短期間に行う。(7) 意見対応の結果等を苦情処理に記載し、再発防止に役立てる。

7 緊急時等における対応方法

従業者は、訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

8 事故発生時等における対応方法

利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）、京都市その他市町村等に連絡するものとする。

利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

9 悪天候時の対応

台風、雪等による天候不良時には利用者と相談の上、利用日・利用時間の変更又はサービスの提供を中止することがあります。

なお、天候不良時とは、警報の発令、その他実際の気象条件に応じ事業所として安全確保が図れないと判断した場合を含むものとします。

10 長期休止の場合の対応

従業者は、サービス利用を長期休止されている場合に次の対応を行います

- ① 状況により、希望される時間や曜日に対応出来ない場合があります。その際は利用者に他の利用可能な時間や曜日を提示し、改めて調整します。
- ② サービスを休止して6ヵ月以上経過する場合は、この契約は終了するものとします。

11 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

12 衛生管理等について

- (1) 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っています。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (5) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (6) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

13 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 管理者 尾西 由美子
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身体拘束について

- (1) 従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 従業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15 第三者による評価の実施状況

- | | | | | | | |
|---|----|---------|---|----|---|----|
| 1 | あり | 実施日 | | | | |
| | | 評価機関の名称 | | | | |
| | | 結果の表示 | 1 | あり | 2 | なし |
| ② | なし | | | | | |

16 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、医療保険被保険者証を提示してください。

また、記載された内容及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

17 業務継続計画の策定等

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

18 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借、貴重品の管理等の取り扱いはいたしかねますのでご了承ください。
- ② 看護師等は、老人保健法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますのでご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ 職員への暴言、暴力、ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
- ⑤ ペットを飼っておられる場合、大切なペットを守るため、また、看護師が安全にケアを行うためにも訪問中はリードをつけていただくかゲージや居室以外の安全な場所へ保護して頂くようお願いいたします。なお、看護師がペットに咬まれる等の事故が発生した場合、治療費等の請求をお願いする場合がございます。

■ 緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院(診療所)名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護(介護予防訪問看護)のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年月日： 年 月 日

事業者 所在地 京都市右京区常盤古御所町2番地

事業者名(法人) 医療法人新生十全会
 事業所名 訪問看護ステーション ならび
 事業所番号 2660790391
 代表者名 理事長 赤木 博 ㊟

説明者 職名 看護師
 氏名 ㊟

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者本人 住所
 氏名

(署名・法定)代理人 住所
 氏名 (続柄：)